## 主 文本件抗告を棄却する。

「原決定を取消す。」との裁判を求め、その理由は、別紙記載のとお 抗告人は、 りである。

本件記録によると、本件競売申立の宅地建物(原決定添付目録参照)につき、 ずれも、伊藤忠エーエムエフボーリング株式会社を権利者として、高松法務局昭和三九年一二月二四日受付第三七〇二九号を以て、同月一五日附代物弁済予約を原因とする所有権移転請求権保全の仮登記がなされていること、しかるに、本件競売の 申立に際して、同会社に対し民法第三八一条による抵当権実行の通知がなされてい ないことが明らかである。

〈要旨〉「しかしながら、民法第三八一条の目的とするところは、抵当不動産の第 三取得者に対しいわゆる滌除権を行く/要旨>使する機会を与え、他面同法第三八二条 第二項とあいまつて滌除権行使の時間的限界を劃することにあるのであるから、原 決定も説示するように、右通知の相手方は、必ずしも通知の時に既に直ちに滌除をすることができる者であることを必要とせず、その後一ケ月内に、滌除をする可能 性を有し、かつこの可能性を警告的な意味で公示している者であれば足りるものと 解するのが相当である。そして、仮登記権利者は、通知後一ケ月内に本登記をして 滌除をする可能性を有する者であるということができ、しかも、その旨を仮登記によって、既に抵当権者に警告している者であるから、抵当権者は、抵当権実行による競売申立をするについては、仮登記権利者に対して、抵当権実行の通知をしなけ ればならないものと解しなければならない。

ところで、抗告人は、前記仮登記は、不動産登記法第二条第二号によるものであ つて、この場合の仮登記権利者はいわゆる期待権を有するに過ぎないから、民法第 三八〇条の法意に照らしても、右会社に対してまで抵当権実行の通知をする要はな い、と主張する。しかし、さきにも説示したように、右通知は、単に滌除権行使の 機会を与えるに過ぎないものであるから、その相手方の範囲は、通知の時に現に滌 除をなしうる者の範囲と同一に解しなければならないものではなく、たとい、通知 の時には所有権取得の期待権を有するに過ぎない仮登記権利者であつても、通知後 民法第三八二条第二項所定の一ヶ月内に木登記をして滌除権を行使する可能性を有 する者であれば、その者に対しても、なお、右の通知をなすことを要するものとい うべきである」。そうだとすれだ、前記仮登記の内容に照らし、前記会社は、抵当 権実行の通知があれば、その後一ケ月内に代物弁済の予約完結権を行使して、本件 競売申立物件に対する所有権を取得し、その旨の本登記をなし、滌除権を行使する 可能性を有することが明らかであるから、抗告人は、本件競売の申立をなすに当つ ては、仮登記権利者である前記会社に対して、民法第三八一条により、抵当権実行 の通知をしなければならなかつた筋合である。したがつて、抗告人の右主張は採用 できない。

以上説示によれば、本件競売の申立は不適法であることが明らかであるから、右 と同趣旨の下にこれを却下した原決定は、相当であるといわなければならない。 よつて、本件抗告は理由がないので、これを棄却することとし、民事訴訟法第四 -四条、第三八四条を準用して、主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 浮田茂男 裁判官 加藤龍雄 裁判官

山本茂)